

(No.476)

ごかのお知らせ

お知らせ

環境美化運動を実施します

(生活安全課)
環境美化運動を次のとおり実施しますので、みなさんのご協力をお願いします。

〇日時

5月31日(日)
午前8時から

※小雨決行

※延期の場合は防災行政無線により午前7時5分に放送し、6月7日(日)に順延となります。

〇お問い合わせ

生活安全課 生活環境G
☎(84) 3618 (直通)

平成27年度町民税

(町民税務課)

平成27年度の町民税(住民税)は、平成26年中の収入をもとに課税されます。

特別徴収(給与天引き)の方は、5月中旬に勤務先へ税額決定通知書を送付します。また、普通徴収(各自で納付)、年金特徴(年金天引き)の方は6月中旬に税額決定・納税通知書を送付します。

なお、平成26年度からの10年間、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、町民税均等割に1,000円が加算されています。ご理解とご協力をお願いします。

〇お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84) 1966 (直通)

軽自動車税の納付と減免の申請

(町民税務課)

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

納税通知書が届きましたら、納期限6月1日(月)までに納付してください。納付後は、納税証明書と車検証を必ず一緒に保管してください。

心身に障害のある方が所有する軽自動車または心身に障害のある方と生計を共にしている方が所有する軽自動車で、一定の条件に該当する場合は、納期限の7日前である5月25日(月)までに申請することで、軽自動車税が減免されます。

なお、自動車税の減免申請との併用はできませんので、ご注意ください。

〇減免申請時に持参するもの

障害者手帳、運転免許証
納税通知書、印鑑

※減免申請書は町民税務課④窓口にあります。

〇お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84) 1966 (直通)

倒産・解雇等により離職された方の国民健康保険税が軽減されます

(町民税務課)

会社の倒産や解雇等により離職された方は、国民健康保険税が軽減されます。この軽減を受けるためには、次のとおり申請が必要となります。

〇対象者

- ①雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇等による離職)
- ②雇用保険の特定理由離職者(雇止めなどによる離職)として失業給付を受ける方

〇申請方法

公共職業安定所(ハローワーク)

ク)で発行する雇用保険受給者証を持参のうえ、町民税務課②窓口へ申請してください。

※離職日によって軽減される期間が異なりますので、申請の際に確認ください。なお、すでに申請されている方は、新たに申請される必要はありません。

〇お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84) 1965 (直通)

自動車税は納期限までに納めましょう

(町民税務課)

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者または使用者の方に課税されます。

納税通知書が届きましたら、6月1日(月)までに納めましょう。金融機関・郵便局のほかコンビニでの納付もできます。

なお、身体障害者等の方で一定の要件を満たす場合は、申請により自動車税を減免する制度があります。減免申請の受付期間は納期限(6月1日(月))までです。ご注意ください。

詳しくは筑西県税事務所へお尋ねください。

〇お問い合わせ

茨城県筑西県税事務所
収税第二課
☎0296(24)9190